

よくある質問 (2024.11.27現在)

保健証廃止(2024.12.2～)関連

エフホールディングス健康保険組合

令和6(2024)年12月2日以降は、医療機関等を受診する際に、窓口で何を提示すれば良いのですか？

原則：マイナ保険証を提示してください。

ただし、経過措置として、現在お持ちの健康保険証は1年間は継続してご利用可能です。(令和7(2025)年12月1日まで)
(※健康保険証の有効期限が“令和6年11月30日”となっている場合は、有効期限訂正シールを貼付してしてください。)

例外①：マイナ保険証読取り機器を未設置の医療機関等では、マイナ保険証を読み取れない(オンライン資格確認が出来ない)ため、**マイナ保険証と『資格確認のお知らせ』を併せて窓口で提示**してください。

例外②：**特別な事情**(下記参照)がある方については、『**資格確認書**』を提示してください。

『**資格確認書**』と『**資格情報のお知らせ**』は、どう違うのですか？

『**資格確認書**』：**特別な事情がある場合にのみ、申請をもって発行**します。

現行の保険証の代わりとなり医療機関を受診する際に必要です。(はがきサイズの紙書面)

『**資格情報のお知らせ**』：マイナ保険証読取り機器を未設置でオンライン資格確認が出来ない医療機関等においては、マイナ保険証のみを提示しても、窓口側が健保組合名や記号・番号等が分からないため、**マイナ保険証と併せて窓口で提示**いただくものです。

※健康保険証を代替するものではないため、これだけを提示して保険診療を受けることはできません！

加入者全員に発行されます。(A4サイズの紙書面)

『**資格確認書**』が発行されるのは、どんな人ですか？

以下のような**特別な事情がある方に限定**されています。(※申請をもって発行します。)

- マイナンバーカード(マイナ保険証)を紛失した方や、更新中の方
- 乳幼児、小学6年生までの子ども
- 第三者の介助・介護などのサポートが必要な方
- 何らかの理由により、マイナンバーカードを返納した方

※上記に該当する方でも、現在お手元に**有効な健康保険証を有している場合は、原則、資格確認書の交付を行いません。**

令和6(2024)年12月時点で、マイナ保険証未登録者へ『**資格確認書**』をエフ健保から発行するのですか？

マイナ保険証未登録者は、上記**特別な事情**に該当しないため、発行しません。速やかにマイナ保険証登録をお願いします。ただし、経過措置として、現在お持ちの健康保険証は1年間は継続してご利用可能です。(令和7(2025)年12月1日まで)

『**資格確認書**』を発行してほしいのですが、いつから申請できますか？

今年 令和6(2024)年12月2日から申請できます。

『**資格確認書**』を発行してほしいのですが、どのように申請すれば良いのですか？

現行の健康保険証と同様に、お勤めの会社経由で申請・発行となります。

保険証廃止経過措置の終了(令和7(2025)年12月2日)以降に健康保険証は返却するのですか？

来年 令和7(2025)年12月2日以降、健康保険証は使用不可となるため返却は不要です。

<p>E/健保で健康保険証が発行されるのは、いつまでですか？</p>	<p>入社日等に関わらず、今年 令和6年11月29日健保書類到着分までです。</p>
<p>健康保険証の再交付ができるのは、いつまでですか？</p>	<p>令和6年11月29日健保書類到着分までです。</p>
<p>健康保険証の返却は、いつの退職まで行えばよいですか？</p>	<p>退職日に関わらず、令和7(2025)年12月1日までは健康保険証の返却を行ってください。 令和7(2025)年12月2日以降、健康保険証は使用不可となるため返却は不要です。</p>
<p>『資格確認書』の発行には手数料が掛かりますか？</p>	<p>初回の発行に手数料は掛かりません。 再発行に係る手数料については、原則、1,000円を徴収します。</p>
<p>マイナ保険証（マイナンバーカード）を紛失した場合、『資格確認書』を発行してもらえますか？</p>	<p>紛失・更新中など、特別な事情があると認められる場合に限り、申請いただければ発行いたします。</p>
<p>マイナンバーカードの健康保険証利用登録手続きを行いました。マイナ保険証はいつ頃届きますか？</p>	<p>マイナ保険証はお手持ちのマイナンバーカードに健康保険証の機能を追加するものなので、健保組合からカードや書類等はお送りいたしません。</p>
<p>退職した際や、有効期限が到来した『資格確認書』は返却しないといけないのですか？</p>	<p>「資格確認書」の有効期限が残っている間に、退職等で当組合の加入資格を喪失する場合は、ご返却ください。 有効期限が到来した「資格確認書」は、有効期限到達をもって失効するため、返却は不要です。</p>
<p>特別な事情に該当し『資格確認書』を交付してもらったが、その後マイナンバーカードが保険証として使用できる状態になった場合、交付された『資格確認書』は返却しないといけないのですか？</p>	<p>有効期限内の「資格確認書」はご返却ください。</p>
<p>『資格確認書』を紛失等で再交付した場合、有効期限はいつになりますか？</p>	<p>再発行する前の有効期限と変わりません。</p>
<p>マイナポータルでの表示や、医療機関で「有効な資格情報がありません。」と表示されます。こういった原因が考えられますか？</p>	<p>主な原因として、E/健保でマイナンバーが登録されていない可能性があります。 E/健保へご連絡ください。</p>
<p>マイナ保険証に切り替えないと、どんなデメリットがありますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●医療費が高額になった時などに「限度額適用認定証」の申請、提示が必要です。 ●他の医療機関と治療・投薬内容や健診情報が共有できず、治療などが重複したり過剰になったりする恐れがあります。 ●就職や転職後に新たな健保組合の発行する「資格確認書」への切替・更新が必要です。